

# 取扱処方箋数届

概要説明	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第17条に基づく前年における総取扱処方箋数を <u>毎年3月31日までに</u> 届出を行う場合の届出書です。
提出書類	1 取扱処方箋数届  正 1部提出
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町1番1号) TEL;(083)231-1711 FAX;(083)231-1376
手数料	不 要
注意事項	届出書について、 ・「許可番号及び年月日」欄の年月日は、有効期間の最初の年月日を記入して下さい。 その他 ・眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方せん数は3分の2を乗じた数とすること。 ・以下(1)(2)の場合にあっては必ずしも届出を要しない。 (1)前年において業務を行った期間が3カ月未満である場合 (2)前年における総取扱処方箋数を前年において業務を行った日数で除した数が40以下である場合。